

ちょっとした気のゆるみの事故で多額の賠償請求をされたら・・・

2018年版

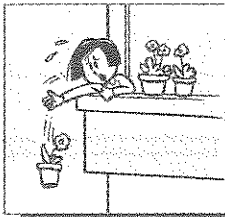
建設ユニオンの 家族賠償責任保険は、

〈個人賠償責任保険（賠償責任保険普通保険約款＋個人特別約款）〉

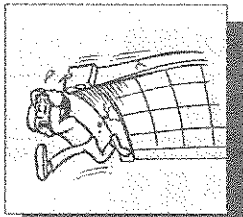
日常生活において生じた賠償責任事故からご家族を守る保険です。

※この保険契約は、首都圏建設産業ユニオン（建設ユニオン）を保険契約者とし、その組合員を記名被保険者（加入者）とする団体契約です。（建設ユニオンの組合員の方以外はこの制度に加入することができません。）
 ※建設ユニオンは、組合員に本制度を案内し、加入希望者から「加入依頼書」（裏面）をとりまとめて、引受保険会社（共栄火災海上保険株式会社）との間で保険契約を締結いたします。
 ※団体を離脱される場合は、この制度からの解約手続きが必要となります。

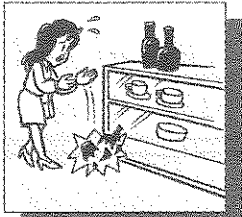
このような賠償責任事故の場合に保険金をお支払いします。（保険金をお支払いする場合）



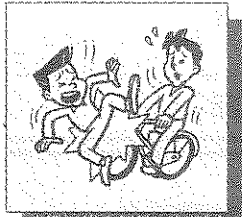
「花瓶が落ちた」から他人の頭にケガをさせた



自宅の枝が折れて他人がケガをした



買物中に商品を落した



自転車で他人をぶつねてケガをさせた

●被保険者※（保険の補償を受けられる方）が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、法律上の賠償責任を負担した場合たとえば、
 ・飼犬が他人に噛みつきケガをさせた。
 ・風呂場の水があふれ、アパートの階下の部屋の家具類を汚した。..... など

※この保険の被保険者は次の通りです。
 ・加入者本人（記名被保険者）
 ・加入者本人の配偶者
 ・加入者本人またはその配偶者の同居のご家族
 ・加入者本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
 ・上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者（親族に限ります。）

●加入者本人（記名被保険者）が居住されている住宅（敷地内の動産、不動産を含みます。）の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、法律上の賠償責任を負担した場合たとえば、
 ・立木の枝が折れ、電線を切断した。
 ・テレビなどのアンテナが倒れて隣家の窓ガラスを割った。..... など

○これまでに次のような事故があり、家族賠償責任保険を利用いただきました。
 ・子どもが、隣家の窓ガラスを割ってしまった。
 ⇒窓ガラスの「修理費」が保険金支払の対象となりました。
 ・子どもが、自転車で行中、他人とぶつかり相手方が転倒して負傷した。
 ⇒相手方の「治療費」が保険金支払の対象となりました。
 ・飼い犬の首輪が外れ、自宅前の道路上を犬の散歩中の人にケガをさせてしまった。
 ⇒相手方の「治療費」が保険金支払の対象となりました。

支払限度額および保険料

●この保険では、1事故についての支払限度額1億円を限度として、保険期間中は何度でも保険金をお支払いします。（自動復元制）
 ●年間の保険料は次のとおりです。（12月1日の保険開始日以降に加入の場合は中途加入となります。中途加入の保険料は裏面をご覧ください。）
 （保険期間：12月1日より1年間）

1事故支払限度額	保険料
1億円 (自己負担額 0円)	1,600円

保険料のお支払方法は一時払です。
 ※加入人数により保険料は変更することがあります。
 ※上記は、加入人数200名以上であることを前提として団体割引20%が適用された場合の1名あたりの保険料です。加入人数が200名に満たなかった場合、または、500名以上になった場合は割引率が変更され、保険料が変更となります。
 ※保険料は、保険開始日（毎年12月1日）の加入人数に応じて以下のようになります。

加入人数	0名以上	20名以上	50名以上	100名以上	200名以上	500名以上	1000名以上
割引率	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%
保険料	2,000円	1,900円	1,800円	1,700円	1,600円	1,500円	1,400円

●お支払いする保険金
 この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

損害賠償金	賠償金の種類	支払方法
①損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
②損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。

費用損害	③応急手当等費用	④争訟費用	⑤保険会社への協力費用	⑥示談交渉費用			
損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に急務の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合には、被保険者が協力するに際して支出した費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。	支払限度額の外枠でお支払いします。	支払限度額の外枠でお支払いします。

※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
 ※2 ①の保険請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
 ※3 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次のア・イのいずれかに該当する額を保険金としてお支払いします。
 ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この保険契約の支払責任額
 イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 保険金の額 = [損害の額] - [他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額]
 (※) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 他人から借りたり、預かっている物に対する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波など天災に起因する賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象なりません。）
- もっぱら職務のために用いられる動産、不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- 被保険者のまたは被保険者の指図による暴行、殴打に起因する賠償責任
- 航空機、船舶、車両（人力によるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きます。）、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任..... など

もしも事故が起きたときは

万一事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
 引受保険会社の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

ご加入の際の注意

ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

お申込みは、下記支部へ FAX してください。

※補償開始月の前月20日までに所属支部までお申込みください。補償はお申込月の翌月1日から始まり、2017年12月1日午後4時までとなります。

申込日 平成 年 月 日	整理 NO.
--------------	--------

家族賠償責任保険加入依頼書

建設ユニオン 御中

私は、「重要事項説明書」および「ご加入内容の確認事項」に記載されている内容を理解・確認し建設ユニオンが共栄火災海上保険株式会社と締結する保険契約への加入を依頼します。

フリガナ お名前 (記名被保険者)	年齢	歳
〒 居住住宅の ご住所 マンション・アパート名まで詳しく記入してください。	携帯電話番号	()
	電話番号	()
	FAX番号	()
所属支部	E-Mail	
会社・事業所名	電話番号	()
	FAX番号	()
所在地 〒		

★他の保険契約等の有無 (有の場合は右に記入してください。)	保険会社名	保険種類	保険金額
無 有 →			(千円)

※この加入依頼書に★印が付された項目は「告知事項」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、保険金のお支払いができないことや保険契約を解除させていただくことがありますので正しくご記入ください。

■ 中途加入保険料表 ※補償開始月に○をしてください。

12月	1,600円	3月	1,200円	6月	800円	9月	400円
1月	1,470円	4月	1,070円	7月	670円	10月	270円
2月	1,330円	5月	930円	8月	530円	11月	130円

※上記は加入人数 200 名以上 (団体割引 20%) の場合の 1 名あたりの保険料です。加入人数により保険料は変更される場合があります。

※保険料は一時払となります。※保険料は申込手続きを行った建設ユニオン支部へお支払いください。

(個人情報の取扱いについて)

- 上記にご記入いただいたお客様の住所、氏名などの個人情報は、共栄火災海上保険株式会社および株式会社全労済ウィックに提供させていただきます。
- 共栄火災海上保険株式会社および株式会社全労済ウィックでは次の目的のためにご記入いただいた個人情報を利用します。
[利用目的] 株式会社全労済ウィックが取扱う損害保険、生命保険およびこれらに付帯・関連するサービスの提供など、当該業務の遂行に必要な範囲内で利用します。

建設ユニオン		加入依頼書 FAX 先	
城北支部	TEL03-3888-2595・FAX03-3881-3496	多摩中央支部	TEL042-563-2666・FAX042-563-0140
城南支部	TEL03-5759-5571・FAX03-5759-5576	多摩支部	TEL042-625-2351・FAX042-626-4055
世田谷支部	TEL03-3425-0881・FAX03-3425-1809	川崎支部	TEL044-822-7412・FAX044-822-7055
杉並支部	TEL03-3396-7333・FAX03-3397-1848	横浜支部	TEL045-943-8941・FAX045-943-8961
練馬支部	TEL03-3925-0009・FAX03-3925-0635	千葉支部	TEL047-311-2527・FAX047-311-2528
東多摩支部	TEL042-354-8055・FAX042-354-8056	茨城支部	TEL029-871-0219・FAX029-871-0821
多摩北支部	TEL042-479-2260・FAX042-479-2267	埼玉支部	TEL048-465-5933・FAX048-466-8647

(取扱代理店)

株式会社全労済ウィック

〈本社〉〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-27-5

TEL 03-3299-0023 FAX 03-3299-0029

〈豊田支所〉〒471-0833 愛知県豊田市山之手8-131

TEL 0565-27-1770 FAX 0565-27-1790

(引受保険会社)

共栄火災海上保険株式会社 団体組織開発部 営業課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL 03-3504-2898 FAX 03-3504-2948

ホームページ: <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

■このチラシは概要を説明したものです。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■ご加入の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。

承認番号 A1724401E1035-20170822